

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ	エフ エル シー パートナース カブシキガイシャ
	FLC Partners株式会社	
事業者の所在地	〒182-0022	
	東京都調布市国領町1-37-11	
事業者の連絡先	電話番号	042-455-6878
	FAX番号	042-455-4005
	ホームページアドレス	
事業者の代表者名	代表取締役 白樫 宏仁	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	フリガナ	エフ エル シー パートナース カブシキガイシャ	
	FLC Partners株式会社		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒182-0022		
	東京都調布市国領町1-37-11		
事業主体の連絡先	電話番号	042-455-6878	
	FAX番号	042-455-4005	
	ホームページアドレス	有	
		無	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	白樫 宏仁	
	職名	代表取締役	
事業主体が行っている主な事業等	サービス付き高齢者向け住宅の運営		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ	フォレストコクブンジ
	フォレスト区分寺	
住宅の所在地	〒185-0002	
	東京都国分寺市東戸倉1-2-2	
住宅の連絡先	電話番号	042-313-8982
	FAX番号	042-313-8983
	ホームページアドレス	
住宅の管理者名	白樫 宏仁	
住宅の開設年月日	2008年2月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送れるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。
 医療を要する状態の場合には、連携・協力病院との連絡調整のほか必要な支援を行います。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類		料金	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）		25,000円/月額(別途消費税) ただし、同居者様もサービス提供対象者様になる場合は、35,000円(2名分料金、別途消費税)となる。	1日3回、インターフォンまたは、希望により食事の配膳下膳時に安否確認を行います。 ※提供者：FLC Partners（株）
生活相談	各種無料相談受付		利用者の求めに応じて介護相談（受付窓口：電話番号042-455-6878）、医療相談ができる機会を提供するサービス。 ※提供者：FLC Partners（株）
	住み替え相談		将来介護が必要になった場合、住み替え相談ができる機会を提供するサービス。 ※提供者：FLC Partners（株）
緊急時対応	安心コール		各部屋に備え付けのナースコール等による通知に応じて、2交代制の職員が管理室より24時間駆けつけ家族への連絡・救急車の呼び出しなど緊急時対応を行います。 ※提供者：FLC Partners（株）
	避難誘導		災害発生時等における利用者の避難誘導、身元引受人等の関係者への連絡サービス。 ※提供者：FLC Partners（株）
	AED設置		心肺停止時の緊急対応としてラウンジにAEDを常設。 ※提供者：FLC Partners（株）
その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス	健康管理サポート		NoA（脳と脚の機能向上エクササイズ）を月4回～実施。健康に関してご不安な方は職員にご相談ください。 ※提供者：FLC Partners（株）
	共同浴室利用		大浴場の利用サービス（指定日の利用に限る）。 ※提供者：FLC Partners（株）
	不在時受付		不在時の来訪者対応、宅急便や郵便配達物の受取等、不要な物販業者等の排除等のサービス。 ※提供者：FLC Partners（株）

上記以外の生活支援サービス等

(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	【目安】 1,900円/日(3食) 57,000円/月(30日) (別途消費税)	1.食事提供サービス利用料金は、実際に提供した食事を1食ごとにカウントして計算します。 2.内訳：朝食540円、昼食680円、夕食680円 消費軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別640円以下で、その累計額が1日1,920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率（8%）が適用されます。当住宅では、朝食、昼食、夕食が軽減税率の対象です。別途消費税8%をご負担いただけます。 3.食事は、上記食事単価に喫食数を掛けた合計に消費税を計算し請求となります。 4.来客用の食事の利用料金は軽減税率対象外ですので別途消費税10%ご負担いただき、利用者の食事と同様に計算し、利用者の利用料金に加算して利用者に請求されます。 5.食事の提供には、居室の配膳・下膳を含みます。 ※提供者：株式会社ニフス
食事提供時間		朝食 配膳8：00 ～ 下膳9：30 昼食 配膳12：00 ～ 下膳13：30 夕食 配膳18：00 ～ 下膳19：30
献立		1.献立は、利用者の希望を踏まえて事業者が決定します。（他の利用者との関係等の事情により、希望に添えない場合もあることを利用者は了承します。） 2.事業者は、毎月末日までに翌月1ヶ月分の献立を利用者に書面にて配布します。献立に変更があった場合には速やかに、利用者に書面にて通知します。
食事の申込み		利用者は、1週間単位で申込みができ、食事提供の開始を希望する日の前週火曜日17：00までに「食事提供申込書（兼キャンセル届出書）」に記入して、管理者に提出して申し込む。
食事のキャンセル		1.利用者は、食事の提供のキャンセルをする場合、前々日の17：00までに「食事提供申込書（兼キャンセル届出書）」を提出してキャンセルするものとします。 2.1の方法によるキャンセルがなされない場合（緊急入院等で食事を食べられなかった場合や、17：00以降のキャンセルの場合等も含む）は、食事が提供されたものとして、利用者は利用料金を支払わなければなりません。
食事提供サービスの解約方法		利用者は、食事提供サービスの解約の申し入れの日において、上記の「食事のキャンセル」の方法によりキャンセルできない利用料金を事業者を支払うことにより即時に解約することができます。
電動ベッド、デスク、収納家具（チェスト、引き出し、ラック）の生活家具の貸出	3,000円/月 (別途消費税)	電動ベッド、デスク、収納家具（チェスト、引き出し、ラック）の5点セットの貸出料金。セットの一部を貸出す場合もセットのサービス提供の対価と同額料金とします。 ※提供者：FLC Partners（株）
生活家具の貸出サービスの解約方法		① 利用者は、事業者に対して1ヶ月前までに生活家具の貸出サービスの解約を申し入れることにより解約することができます。 ② ①にかかわらず、利用者は、生活家具の貸出サービスの解約申し入れの日から1ヶ月分の利用料金を事業者を支払うことにより即時に解約することができます。

医療連携の内容			
協力医療機関	1	名称	医療法人社団共済会 共済会櫻井病院
		住所	〒183-0014 東京都府中市是政2-36
		診療科目	内科、外科、整形外科
		協力内容	容態急変時の搬送
協力医療機関	2	名称	社会福祉法人浴光会 国分寺病院
		住所	〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪4-2-2
		診療科目	内科、神経内科、胃腸科、循環器科、リハビリテーション科等
		協力内容	容態急変時の搬送
協力歯科医療機関	3	名称	にしおクリニック
		住所	〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪4-30-3
		診療科目	内科
		協力内容	訪問診療及び往診

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	前月分のサービス利用料金等に関する請求書を当月20日前後までに契約者へ送付致します。
支払方法	ご契約者は、当月26日（ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日）に金融機関口座から口座自動振替により支払う。振込による場合は、当月末日までにFLC Partners株式会社が指定する金融機関口座に振り込む方法で支払う（振込時に必要な手数料はご契約者が負担する）。

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称	FLC Partners お客様相談窓口		
電話番号	042-455-6878		
対応している時間	平日	9時 00分 ~	18時 00分
定休日	土曜・日曜・祝日		

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	1.本契約に基づき、生活支援サービス等を利用者に提供した場合に、万一、事故が発生し、利用者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。 2.事故が発生した場合には、速やかに東京都住宅政策本部へ報告した上で、事故原因の調査及び再発防止のための取組を実施します。

利用者のアンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
① あり	実施日	随時	
	結果の開示	1 あり	② なし
2 なし			

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
1.1日以上居室を不在するとき、不在にすることのほか、利用者は事業者に緊急の連絡先、行き先等を書面にて通知することとする。 2.外出、外泊等により、食事のキャンセルが発生する際は、「4.生活支援サービスの内容」項目「食事の提供サービス」をご確認ください。尚、前日や当日の食事のキャンセルについても管理者への連絡は必要となります。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室を利用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。

8. 契約期間および更新・終了に関する事項

契約更新に関する事項	
契約期間満了1ヶ月前までに利用者または事業者いずれかの書面による申し出がない場合は、本契約は自動的に2年間更新し、以後も同様に自動更新します。	
契約終了に関する事項	
入居契約書第18条（契約の終了）、生活支援サービス提供契約書第8条（契約の終了事由）のとおり	

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
1.利用者は、事業者に対して少なくとも30日前までに指定の書面にて解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。 2.上の1に関わらず、利用者は、解約の申し入れの日から、30日分の賃料および基本サービス利用料金を事業者に支払うことにより即時に解約することができます。 3.利用者がオプションサービスを利用している時に、2の即時解約を行おうとする場合は、2の合計額に、オプションサービスの解約時に支払わなければならない額を加算して、事業者を支払うことにより行います。		
契約解約時の連絡先	名称	フォレスト国分寺
	電話番号	042-313-8982
事業者からの解除		
1.利用者が次に挙げる義務に違反し、事業者が相当期間を定めてその義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に利用者が履行しないときは、事業者は契約を解除できます。 ①物件の使用目的遵守義務、賃料支払い義務、共益費支払い義務、およびその他契約に規定されている利用者の義務。 ②正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料金を3か月以上滞納した場合において、利用者に対し、相当の期間定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の支払いがないとき。 2.利用者が次に挙げる事由に該当したときは、事業者は直ちに契約を解除できます。 ①利用者が、暴力団関係者その他反社会的団体の関係者または関係することが判明したとき。 ②利用者が犯罪を犯し、逮捕、拘留等で法的な身柄の拘束を受けたとき。 ③利用者の行為に起因し、事業者との信頼関係が損なわれる事実が生じ契約を継続することが困難なとき。 ④利用者またはその関係者が、本契約を継続しがたい背信・迷惑行為を行ったとき。 3.利用者およびその同居人が、年齢等を偽って、入居資格を有すると誤認させる等の不正によって入居したときは、事業者は契約を解除することができます。 4.利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。前項の場合、事業者は次の手続きを行います。 ①一定の観察期間をおくこと。 ②主治医および生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。 ③契約解除の通告について30日の予告期間を置くこと。 ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況
<input checked="" type="checkbox"/> (三井住友海上火災保険株式会社) ・ 無

説明年月日 令和 年 月 日

生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 FLC Partners株式会社

所在地 東京都調布市国領町1-37-11

代表者名 代表取締役 白樫 宏仁

説明者氏名

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印
